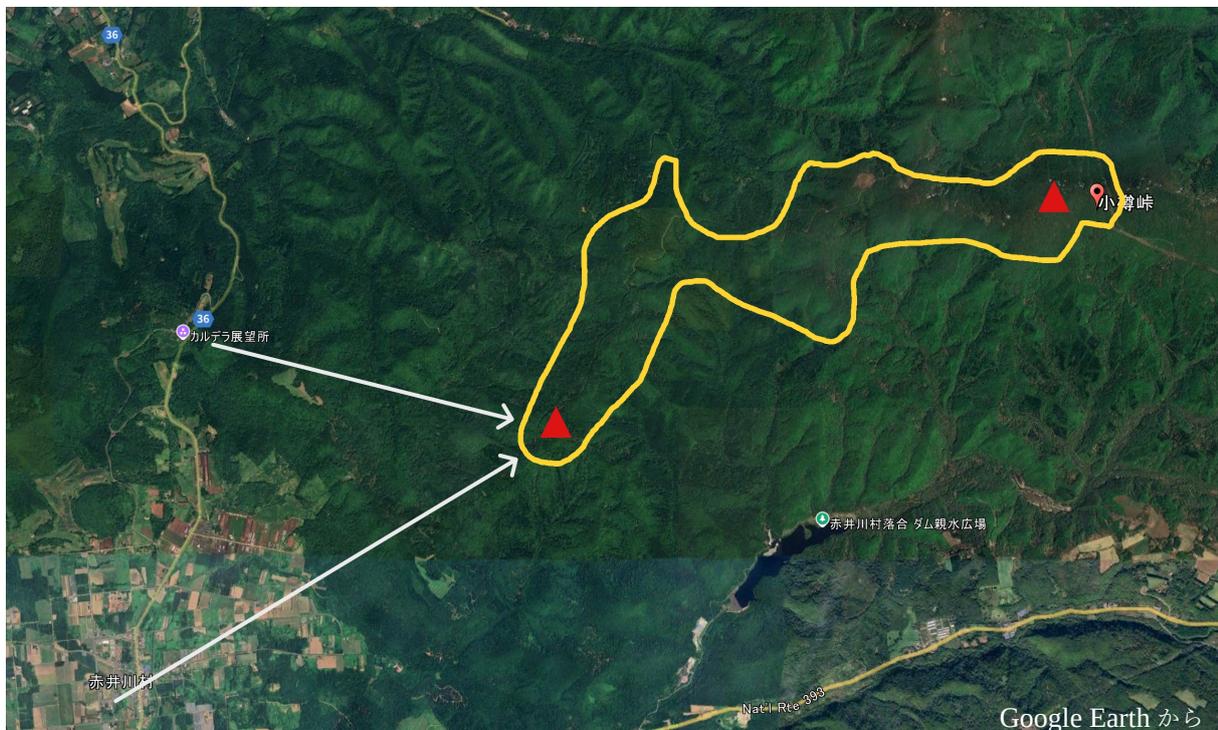


赤井川村「景観計画」運用始まる



黄色の実線で囲まれたところがHSEの風力発電計画地。▲が風況観測塔の設置場所

HSEの風車 規制対象に

赤井川村では、村の景観や環境を守るために、「景観計画」の策定を進めてきましたが、今年4月に「景観行政団体」への移行を決め、6月から「景観計画」の運用が始まりました。

この計画にある「景観形成基準」によれば、基本的に風力発電設備や太陽光発電設備は規制対象となり、「抑制」が求められることになっていきます。また、カルデラ内輪山の稜線から200メートルは「特別区域」に指定され、景観を害する構造物などの設置が規制されることとなります。

景観計画に指定された「重点視点場」からの眺望内での風力発電や太陽光発電の設備は、同様に規制の対象になります。現在、HSEが設置している風況観測塔は、上記の重点視点場からの視界にあり、この場所での風力発電設備の建設は抑制対象になります。

いずれにしても、風力発電設備は村との事前協議が必要であり、景観法に基づく規制の範囲に入ることもあって、その建設はますます困難なものになったと考えられます。

眺望に入る 風況観測塔

HSEは風力発電計画地の東西の両端二カ所に、風速や風向などの



のデータを取るための風況観測塔を設置しています。三角柱の鉄塔で高さが数十メートルあり、西端の観測塔「写真」は重点視点場に指定された村立体育館や冷水峠付近から見えます。

風車は風況観測塔の2倍から3倍の高さがあるため、この付近に風車が建てられれば、間違いなく重点視点場からの眺望に入り、規制の対象となります。